

# 紛争当事国へ装備品輸送

## 政府 異例の「運用指針」改定

対ウクライナ

### 9条と相いれない

政府は8日、ロシアに侵略されているウクライナに防弾チョッキなどの自衛隊装備品を提供するため、輸出ルールを定めた「防衛装備移転三原則」の運用指針を改定しました。同じく日本の中でも小牧基地（愛知県小牧市）から日本中の小牧基地を同時に運用指針を改定するのは初めて異例です。紛争当事国への輸出を目的に運用指針を改定するのには極めて異例です。KOT-67 給油機に物

資を積み込み、ウクライナ周辺国に向け出発します。提供はウクライナ政府の要請に基づくもので、同政府は各國に装備品提供を要請しています。

交戦中の国への供与を目的に運用指針を改定するのには極めて異例です。紛争当事国への

装備品移転は憲法9条とは相いらないもので、日本共産党は反対を表明。医療品など非軍事・民生分野の支援強化を訴えています。

今回の改定では、輸出を認める具体的な条件として、新たに「国際法違反の侵略を受けているウクライナに対する防衛装備やテント、力用糧食、衛生資材、非常用糧食、発電機。装備が整い次第、現地への輸送を進める方針。日本政府は憲法を

改め、一〇〇七年以来、紛争当事国への輸出など武器輸出を全面的に禁止した「武器輸出三原則」を国是として掲げてきました。たゞ、その後は例外規定で骨抜きが進み、第2次安倍政権下の2014年4月に決定した「防衛装備移転三原則」で、国連による制裁などを受けていなければ、「紛争当事国」に該当しないとして武器輸出を可能としました。

もともと、第2次安倍政権による「武器輸出三原則」の大改悪は、日本からの武器輸出を事実上、全面的に解禁し、国際的な武器市場への進出＝「死の商人」国家にする狙いによるものでした。こうした経過を踏まえた

用に供されるもの」として、直接的な殺傷兵器でなくとも、戦闘に役立つものは武器となる。ところが立場でしたか、政府は今回、「非殺傷」の装備品であれば問題はないとの立場をとっています。

もともと、第2次安倍政権による「武器輸出三原則」の大改悪は、日本からの武器輸出を事実上、全面的に解禁し、国際的な武器市場への進出＝「死の商人」国家にする狙いによるものでした。こうした経過を踏まえた